



第6期第2回 東京地方労働審議会資料

平成24年3月13日(火) 午前9時30分～

於: 九段第3合同庁舎 11階 共用会議室1-3

資料目次

資料1

第6期東京地方労働審議会委員名簿(平成24年1月1日現在)	1P
-------------------------------------	----

資料2

平成23年度東京労働局における重点対策の取組状況	2P
(1) 職業安定の分野	3~4P
(2) 需給調整事業の分野	5P
(3) 労働基準の分野	6~13P
(4) 雇用均等の分野	14~15P
(5) 労働保険適用徴収の分野	16P
(6) 労働相談の充実の分野	17P

資料3

平成24年度東京労働局行政運営方針(案)の概要	18P
(1) 最重点目標とその取組	19P
(2) 職業安定の分野	20~27P
(3) 需給調整事業の分野	28~32P
(4) 労働基準の分野	33~40P
(5) 雇用均等の分野	41~44P
(6) 労働保険適用徴収の分野	45~46P
(7) 労働相談の充実の分野	47~49P

資料4

平成24年度東京労働局雇用施策実施方針について	50~52P
-------------------------------	--------

別冊資料 平成24年度東京労働局行政運営方針(案)

平成23年度 東京労働局における 重点対策の取組状況

平成24年3月13日(火)
東京地方労働審議会資料

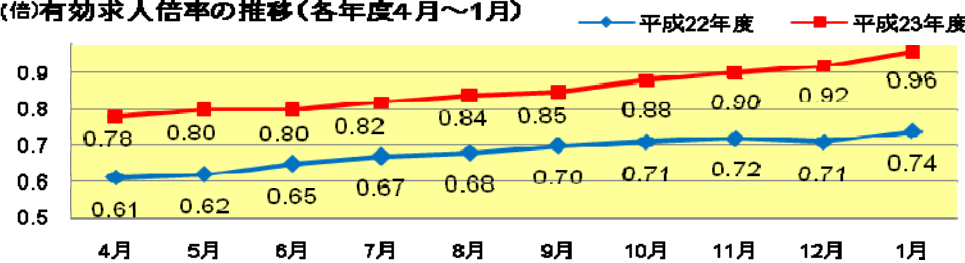
平成23年度(平成23年4月～平成24年1月)の進捗状況<職業安定分野における重点対策>

1 安心して働けるセーフティネットの充実強化

平成23年度(平成23年4月～平成24年1月)職業紹介業務取扱状況

	目標	実績	達成率	前年実績	前年比
新規求職	605,275	584,818	96.6%	620,515	▲5.8%
紹介件数	1,753,915	1,630,686	93.0%	1,876,172	▲13.1%
就職件数	123,145	124,371	101.0%	122,838	1.2%
就職率	20.3%	21.3%	1.0P	19.8%	1.5P
新規求人	744,988	824,015	110.6%	725,234	13.6%
充足数	164,037	166,460	101.5%	163,607	1.7%
充足率	22.0%	20.2%	▲1.8P	22.6%	▲2.4P

(倍)有効求人倍率の推移(各年度4月～1月)



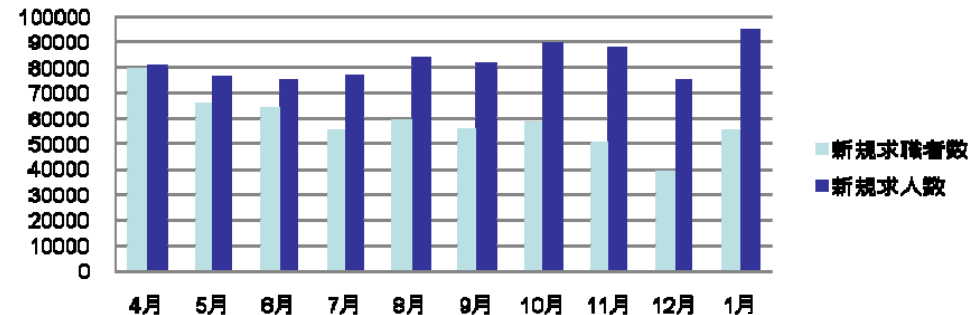
平成23年度(平成23年4月～平成24年1月)新規求人開拓数

	目標	実績	達成状況
新規求人	744,988	824,015	110.6%
うち開拓求人数	144,550	187,932	130.0%

平成23年度(平成23年4月～平成24年1月) 雇用保険受給者取扱状況

	平成23年度	平成22年度	前年同期比
受給資格決定件数	155,578	164,556	▲5.5%
受給実人員(月平均)	60,377	67,603	▲10.7%
再就職手当支給決定件数	29,341	31,320	▲6.3%
就職決定件数	28,955	29,457	▲1.7%
個別延長給付決定件数	33,092	41,245	▲19.8%

新規求職者数・新規求人数の推移(平成23年4月～平成24年1月)



平成23年度(平成23年4月～平成24年1月) 雇調金・中安金取扱状況

	平成23年度		平成22年度	
	計画届出事業所	対象者	計画届出事業所	対象者
雇用調整助成金	2,646	434,113	3,888	302,569
中小企業緊急雇用安定助成金	51,317	752,869	71,857	880,654
計	53,963	1,186,982	75,745	1,183,223

2 若年雇用対策の推進

◆「卒業前最後の集中支援2012」による就職支援の強化

- ジョブサポーターによる個別支援の実施
- 大学等のニーズに応じた支援
- 保護者を通じた未内定の学生・生徒への就職支援の周知
- 民間就職情報サイトによるジョブサポーター・新卒応援ハローワーク等の周知
- 東京新卒応援ハローワーク(六本木)を新宿に移転・拡充するとともに、新拠点を増設(3月19日～)。

◆新卒応援取扱状況(東京及び八王子)
(平成24年1月末現在)

ジョブサポーター等による相談数	38,363人
就職内定数	4,849人
セミナー参加数	7,646人

◆今後の面接会予定

3月6、7、8日
「新規大卒者等就職応援面接会」
東京新卒応援ハローワーク 出会いのフロア
(新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル21階)

(高校生対象)

面接会等開催状況

(大学生等対象)

説明会・面接会	実施結果
7月8日 高校生のための合同企業説明会 in西多摩	参加企業数:10社 説明数:74人 参加者:189人
7月22日 高校生のための合同企業説明会 in立川	参加企業数:39社 説明数:3名25人 参加者:848人
7月27～28日 高校生のための合同企業説明会 in六本木	参加企業数:67社 説明数:783人 参加者:1848人
10月6～7日(六本木ジョブパーク) 高校生のための就職面接会 in六本木	参加企業数:62社 参加生徒・学生:552人 面接件数:1187人
10月12日(北沢タウンホール) ヤングワークフェアinせたがや	参加企業数:22社 参加生徒・学生:91人 面接件数:238人
10月25日(大田区産業プラザPio) 高校生のための就職面接会inおた	参加企業数:16社 参加生徒・学生:64人 面接件数:143人
10月26日(パレスホテル立川) 高校生のための就職面接会in立川	参加企業数:40社 参加生徒・学生:278人 面接件数:639人
11月8日(東京芸術センター天空劇場) 高校生のための合同就職面接会	参加企業数:13社 参加生徒・学生:102人 面接件数:203人
11月14日(青梅市総合体育館) 高校生のための就職面接会 in青梅	参加企業数:14社 参加生徒・学生:76人 面接件数:219人
11月18日(六本木ジョブパーク) 高校生のための就職面接会	参加企業数:30社 参加生徒・学生:167人 面接件数:484人
2月6日(六本木ジョブパーク) 第2回高校生のための就職面接会in六本木	参加企業数:45社 参加生徒・学生:127人 面接件数:374人
2月8日(パレスホテル立川) 第2回高校生のための就職面接会in立川	参加企業数:38社 参加生徒・学生:109人 面接件数:315人

面接会	実施結果
5月18～20日 第1回就職面接会	参加企業数:94社 求人数:775人 参加者:724人
6月15～17日 第2回就職面接会	参加企業数:91社 求人数:861人 参加者:726人
7月12～15日 第1回新規大卒者等合同就職面接会	参加企業数:144社 求人数:1021人 参加者:1483人
8月23～24日 魅力発見 合同企業説明会	参加企業数:91社 求人数:861人 参加者:726人
9月20～21日 被災地新卒者等専用埼玉・東京就職応援面接会	参加企業数:63社 求人数:693人 参加者:168人
11月2日 (東京ビッグサイト) 第2回新規大卒者等合同就職面接会	参加企業数:181社 求人数:1128人 参加者:2185人
1月26日 (六本木ジョブパーク) 第3回就職面接会(短大生対象)	参加企業数:27社 求人数:272人 参加者:139人
2月14日 第3回新規大卒者等合同就職面接会	参加企業数:173社 求人数:1274人 参加者:1715人

1 法制度の周知

(1) 説明会の開催(平成23年4月～平成24年1月)

ア 労働者派遣事業 (延 71回)

	派遣元事業主	開始予定事業主	派遣先事業主	合計
周知数	2,066	384	498	2,948

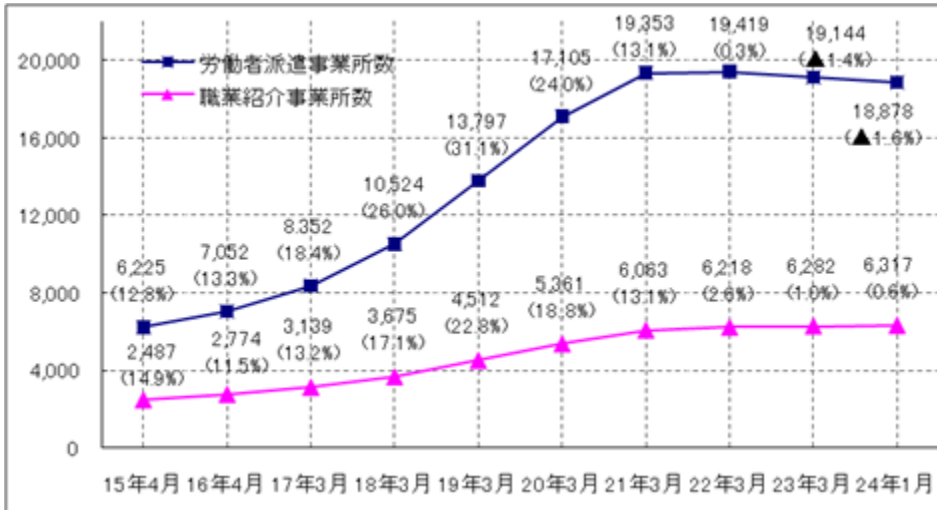
イ 職業紹介事業 (延 44回)

	紹介事業者	開始予定事業者	合計
周知数	1,072	299	1,371

(2) 派遣労働者セミナーの開催(平成23年度)

延 6 回開催済 参加者 159名
(HW新宿(キャリアアップHW)、HW品川、HW渋谷、HW墨田、HW府中、HW池袋)

2 許可・届出事業所数の推移(東京局管内)



* 15年及び16年は1日現在、その他は月末における事業所数。()内は、対前年同月比

3 的確かつ厳正な指導監督の実施 (平成23年4月～平成24年1月)

項目	労働者派遣事業		職業紹介事業	
	23年度	対前年同期比	23年度	対前年同期比
実施事業所数	1,899所	19.2%増	566所	45.0%減
是正指導率	59.5%	24.5P増	57.1%	27.1P増

4 現下の課題に対応した厳正な指導監督の実施

- (1) 東日本大震災からの復旧・復興事業等に係る違法な労働者派遣、募集等について情報収集に努めるとともに、的確かつ厳正な指導監督を実施した。
- (2) 違反を繰り返す派遣元事業主に対しては、全社における全ての労働者派遣の総点検の実施を求めるとや、行政処分の実施を念頭に置いて積極的な指導監督を実施した。
- (3) 10月を指導強化月間とし、製造業の請負事業所に対する労働基準監督署との共同監督を実施した。
- (4) 外国人技能実習生に係る監理団体の行う無料職業紹介事業所に対する指導監督を集中的に実施した。

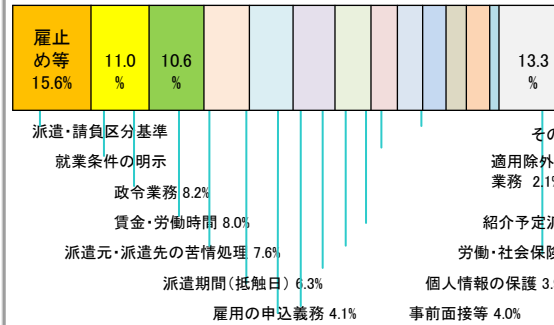
5 申告、苦情相談への迅速かつ適切な対応

- (1) 申告の状況 25件 (平成23年4月～平成24年1月)
- (2) 苦情・相談の状況 (平成23年4月～平成24年1月)

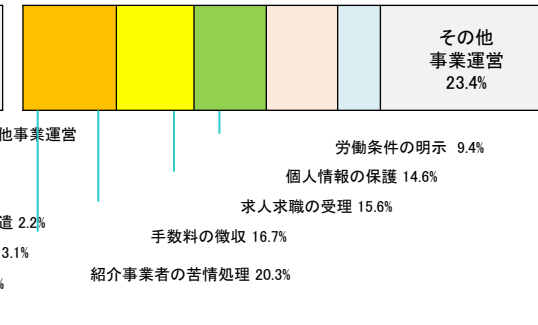
ア 労働者派遣事業相談件数 83,223 件
(派遣労働者 1,301件)
(派遣元・派遣先等 81,922 件)

イ 職業紹介事業相談件数 31,058 件
(求職者 180 件)
(紹介事業者・求人者等 30,878 件)

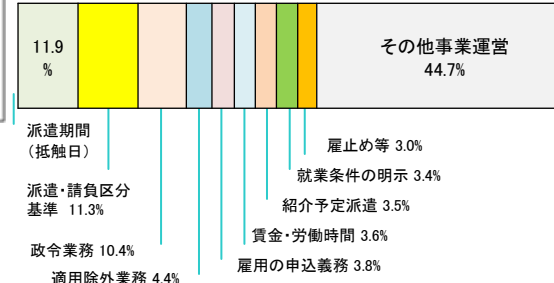
① 派遣労働者 (延べ 1,485件)



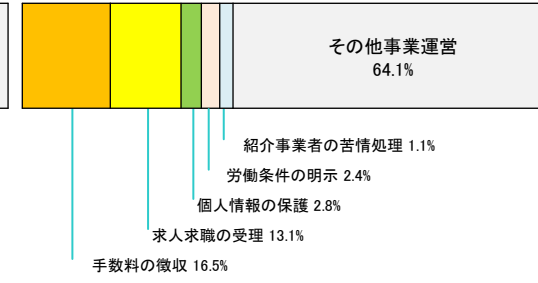
① 求職者 (延べ 192件)



② 派遣元・派遣先等
i 事業運営に係る相談 (延べ 13,667件)



② 紹介事業者・求人者等
i 事業運営に係る相談 (延べ 1,725件)



ii 許可・届出等に係る相談 (延べ 69,098件)

ii 許可・届出等に係る相談 (延べ 29,264件)

労働基準分野における重点対策（第3四半期までの進捗状況）

厳しい経済情勢下における労働条件の確保・改善対策

1 厳しい雇用環境の下、申告・相談、立替払は依然として多い

賃金不払、解雇、働き過ぎなどの問題への優先的対応

申告受理件数：6,460件（23年、前年比8%減）

立替払（認定）受理件数：485件（23年、前年比7%減）速報値

東日本大震災に関する適切な相談対応

被災者に対する立替払・労災請求の周知

2 高水準で推移する投書などの情報

倒産情報、賃金不払残業等の情報監督の優先的実施

長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策

長時間労働による健康障害 / 脳・心臓疾患（精神障害）の労災請求の多くに長時間労働の存在

脳・心臓疾患の労災請求 135件（23年度 前年度同期比5%増）

精神障害請求 176件（23年度 前年度同期比2%減）

- ・36 協定受理時の窓口指導、自主点検、集団指導及び監督指導
- ・メンタルヘルス対策：個別指導、メンタルヘルス対策支援センターの利用勧奨、産業保健フォーラムの開催（10月25日）
- ・過労死等発生事業場監督、長時間労働による健康障害発生懸念事業場監督
- ・W・L・Bセミナーの開催（11月24日）

死亡災害の20%減少を始めとする目標達成に向けた労働災害防止対策

○全体の死亡災害は減少するも、建設業、運輸交通等で増加

・死亡者数：66人（23年 前年同期比4人減／3月2日現在）

《墜落及び交通事故死亡災害が多発》

ゴンドラによる災害など大手建設事業者の現場で死亡災害多発

死傷災害は、建設業、商業で増加し、全体では微増

・休業4日以上死傷者数：8,844人（23年 2.4%増加／1月31日現在）

《墜落・転落、転倒等の災害が多発》

「東京ゼロ災害運動」による集中的取組（1～6月）

一働く人、企業、家族の元気づくり～東京ゼロ災害～

図1 年別申告受理件数の推移

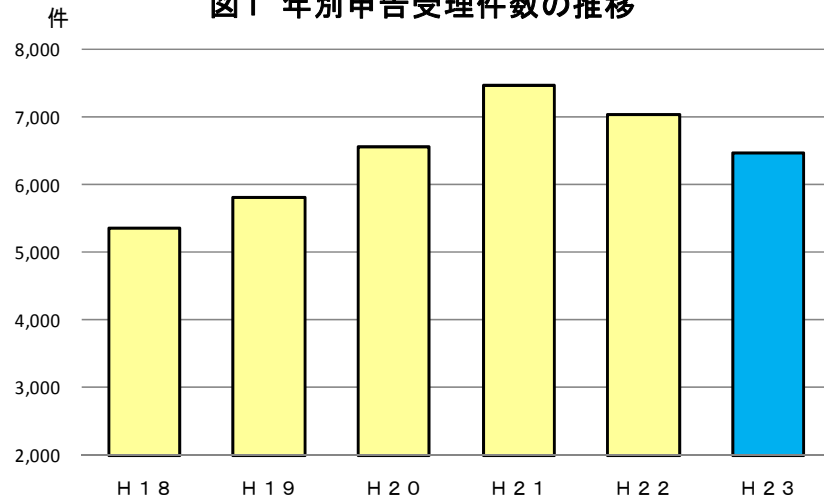


図2 平成23年度月別申告受理件数の推移
(対前年同期比)(速報値)

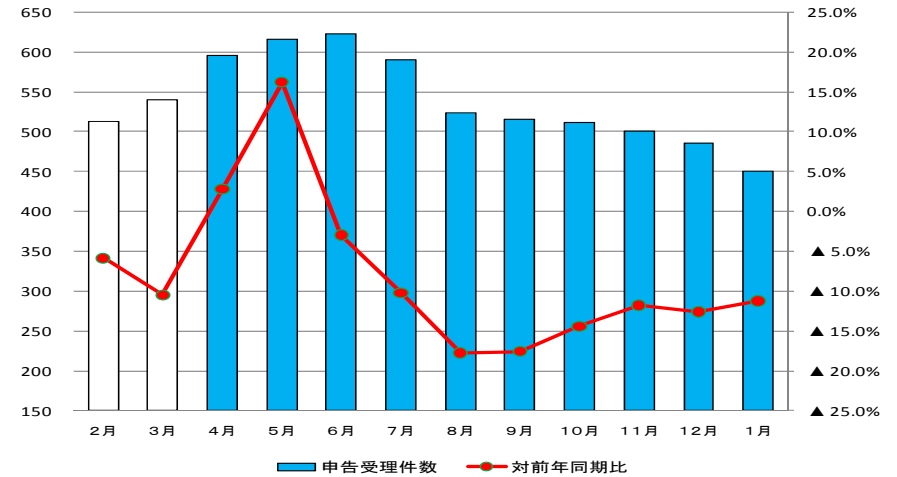


図3 年別立替払認定申請件数の推移

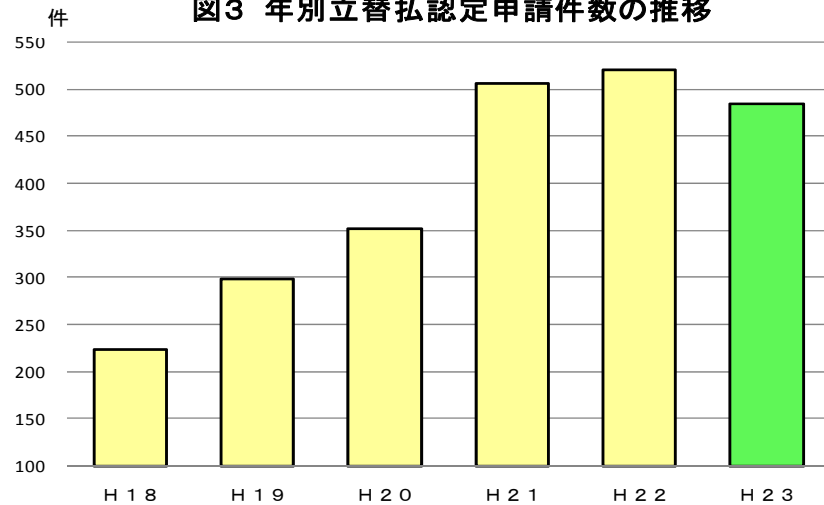
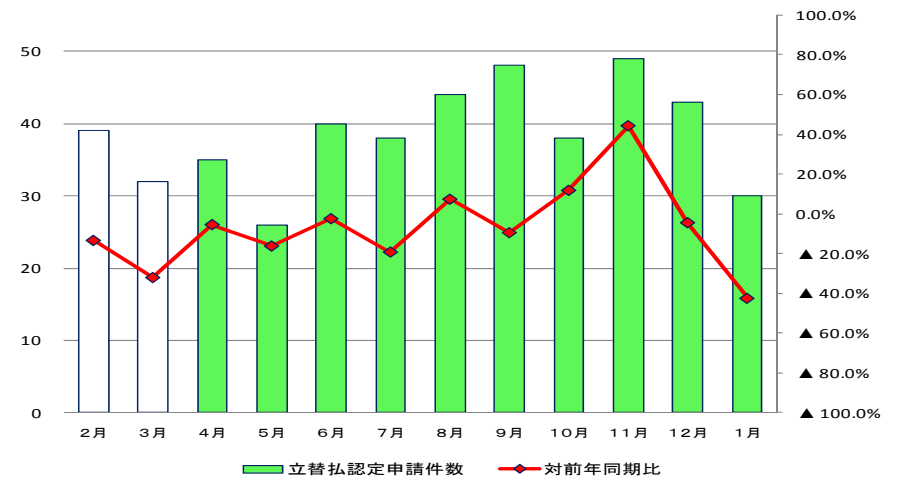


図4 平成23年度月別未払賃金立替払認定申請件数の推移
(対前年同期比)(速報値)



(1) 東京における労働時間の現状

①労働者（パートタイム労働者等を含めすべての労働者）一人当たりの平均年間総実労働時間の推移（単位：時間）

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
東 京	1,802	1,824	1,860	1,854	1,789	1,804
全 国	1,829	1,843	1,850	1,836	1,768	1,798

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」・事業所規模 30 人以上、数値は年平均月間値を 12 倍し、小数点以下を四捨五入したもの。

②一般労働者一人当たりの平均年間総実労働時間の推移（単位：時間）

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
東 京	1,943	1,66	1,980	1,969	1,935	1,945

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」・事業所規模 30 人以上、数値は年平均月間値を 12 倍し、小数点以下を四捨五入したもの。

(2) 労働時間等の設定の改善の促進

- ①「労働時間等見直しガイドライン」（平成 22 年 12 月改正）の周知
- ② 労働時間設定改善コンサルタントの訪問指導（平成 22 年 201 件、平成 23 年 348 件）
- ③ 職場意識改善助成金（計画認定申請事業場数：平成 22 年度 40 件、平成 23 年度 46 件）

(3) 仕事と生活の調和の実現

- ①「東京・仕事と生活の調和推進プログラム」・好事例集「きっとできる！東京のワーク・ライフ・バランス」の周知
- ②「仕事と生活の調和推進セミナー」の開催（平成 23 年 11 月 24 日、九段第三合同庁舎）
- ③「仕事と生活の調和に向けた自主点検」の実施

1 脳血管疾患及び虚血性心疾患等(「過労死」等事案)の労災補償状況

(件)

		年度区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	前年度比
			脳・心臓疾患	請求件数	東京	148
全国	889	767			802	4.6%
認定件数	東京	73		45	56	24.4%
	全国	377		293	285	-2.7%

注) 認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

平成24年度1月末現在の請求件数は135件、認定件数は21件となっている(速報値)。

(件)

分	年度区	平成20年度	平成21年度	平成22年度	前年度比	
		精神障害	請求件数	東京	158	201
全国	927			1136	1181	4%
認定件数	東京		40	33	40	21%
	全国		269	234	308	32%
うち自殺 (未遂を含む。)	請求件数	東京	21	24	28	17%
		全国	148	157	171	9%
	認定件数	東京	10	6	8	33%
		全国	66	63	65	3%

注) 認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

平成24年度1月末現在の請求件数は176件、認定件数は30件となっている(速報値)。

3 石綿関係疾病給付状況(労災保険法に基づく石綿関係疾患の認定状況)

	請求件数					認定件数				
	肺がん	中皮腫	石綿肺等	計	対前年比(%)	肺がん	中皮腫	石綿肺等	計	対前年比(%)
平成20年度	73	67	29	169	105%	68	72	12	152	104%
平成21年度	75	58	14	147	87%	79	58	18	155	102%
平成22年度	67	53	26	146	99%	65	44	16	125	81%
平成23年度(上期)	47	35	17	99		20	26	5	51	

※「石綿肺等」とは、「石綿肺」、「良性石綿胸水」、「びまん性胸膜肥厚」である。

※認定件数は、当該年度に請求されたものに限るものではない。

メンタルヘルス対策

従業員の健康管理に関するアンケート結果発表(抜粋)

精神疾患による労災請求・認定状況の推移

7割以上の企業で精神疾患の発症を懸念

～「従業員の健康管理等に関するアンケート」結果の概要～

東京労働局 労働基準部 健康課

東京労働局では、労働者の心身両面にわたる健康確保対策を推進していますが、企業の対応状況を確認し、対策の浸透度を把握するとともに、今後の対策の的確な推進を図るため、昨年9月、都内に本社を置く規模300人以上の企業(4,085社)に対し、健康管理等の取組状況に関するアンケートを実施し、1,266社から回答を得ました(回収率31.0%)。今般、その集計結果をとりまとめましたので、その主なポイントをお知らせします。(23年6月6日新聞発表)

なお、回答企業の規模は、1,000人以上が47.6%であり、約半数を占めています。業種では、卸小売業16.7%、製造業16.4%、金融・保険業6.3%、建設業5.1%となっています。

おつて、東京労働局では、同様調査を平成14年度、15年度、16年度及び19年度(以下「前回調査」という。)を実施しています。

1 メンタルヘルス対策

(1) 精神障害の発症例があった企業は、85.8%

過重労働の有無にかかわらず、過去3年程度の間精神障害の発症例があった企業は、85.8%に上る。

(2) 精神疾患発症の懸念があるとしている企業が7割以上

過去3年程度の間精神障害の発症例があり今後も発症の懸念があるとする企業は、72.4%となっており、発症例がないが今後の発症懸念があるとする企業4.3%と合わせると、76.7%の企業で今後の発症を懸念している。

(3) 過重労働が関連した精神疾患の発症を懸念している企業は、約5割

過重労働が関連した精神疾患の発症を懸念している企業は、19年度調査の53.3%よりも減少したものの、なお49.1%に上っている。過去3年程度の間過重労働が関係した精神疾患の発症例があり今後も発症の懸念があるとする企業は、前回調査ごとに高まり、今回16.7%となった。

(4) 「メンタルヘルス対策の充実」を重視し実際に対応している企業が増加

心身の健康確保のために重視し、実際に対応している主な事項のうち最も多いのは、前回調査と同様に「健康診断の完全実施」(86.9%)であったが、「メンタルヘルス対策の充実」「労働時間・労働密度など心身の過重負荷要因の改善」を挙げる企業が増加しており、特に「メンタルヘルス対策の充実」については、半数を超え52.9%となった。

なお、何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる企業は約9割となっている。

2 過重労働による健康障害防止対策

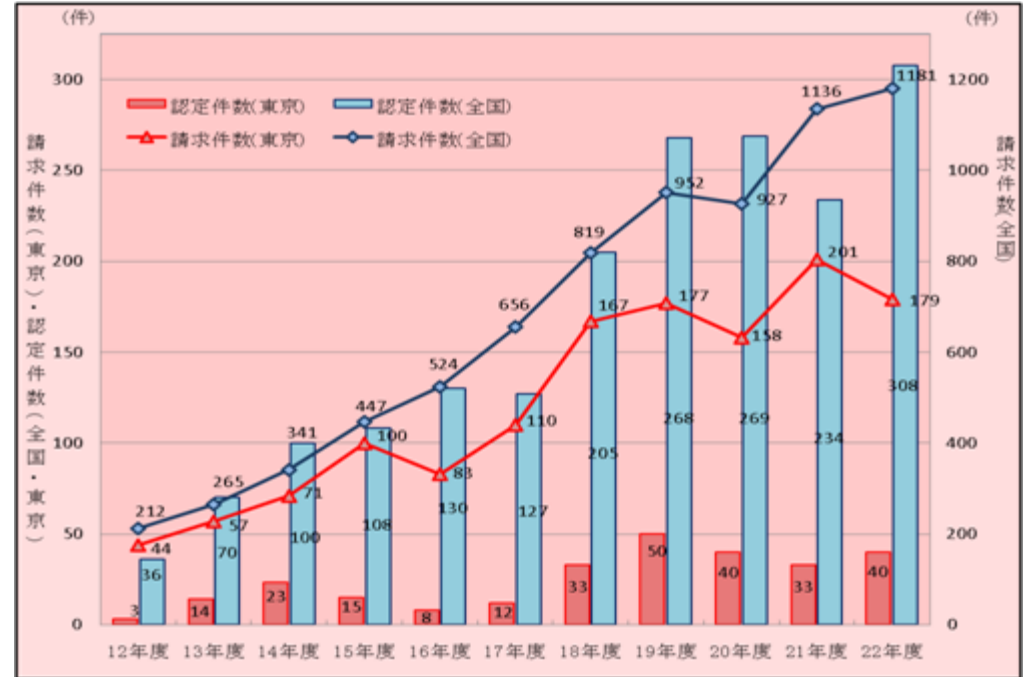
(1) 脳・心臓疾患発症の懸念があるとしている企業の割合は、約4割

過重労働が関連した脳・心臓疾患の発症を懸念している企業は、19年度調査の50.2%よりも減少したものの、なお41.9%に上っている。

(2) 長時間労働者に対する 医師による面接指導制度の設置は、約6割

「長時間労働者に対する医師による面接指導制度」を設けている企業は60.2%に止まっている。面接指導に準じた措置の制度を設けている企業は27.4%となっている。また、何らの制度も設けていない企業は、19.4%に上っているが、前回調査より約10ポイント減少した。

http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/houdou/2011/kenkoukanriannikeitokekka.html



メンタルヘルス対策支援センター(東京)の支援状況

	平成21年度(5～3月)	平成22年度(4～3月)	平成23年度(4～12月)
相談件数	345	594	539
個別訪問支援件数	345	351	316
周知訪問回数	1,060	1,128	1,010
管理者研修実施回数		122	133
職場復帰支援プログラム作成支援			26

平成23年死亡災害発生状況(対前年比)

平成24年3月2日 現在

現在

66人

前年同期

70人

平成23年死亡災害発生状況 (24年3月2日現在)

業種別 東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木工 事業	建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	その他 の建設 業	運輸交 通業	道路貨 物運送 業	貨物取 扱業	商業	卸小売 業	保健衛 生業	接客娛 楽業	飲食店	清掃と 畜業	ビルメ ン業	その他 の三次 産業	金融業	警備業	その他 (一次産 業)	全産業 合計
	23年発生分	5	26	8	11	4	7	7	4	1	4	3	1	0	0	6	5	14	1	3	2
前年同期	6	25	9	12	2	4	7	5	0	7	7	0	1	0	7	3	14	1	3	3	70
増減数	-1	1	-1	-1	2	3	0	-1	1	-3	-4	1	-1	0	-1	2	0	0	0	-1	-4

(注) 上段は24年3月2日 現在(速報値)
下段は前年 同期(速報値)

平成23年死傷災害発生状況 (24年2月末日現在)

業種別 東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木工 事業	建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	その他 の建設 業	運輸交 通業	道路貨 物運送 業	貨物取 扱業	商業	卸小売 業	保健衛 生業	接客娛 楽業	飲食店	清掃と 畜業	ビルメ ン業	その他 の三次 産業	金融業	警備業	その他	全産業 合計
	23年発生分	786	1,343	205	942	112	196	1,485	847	91	1,476	1,289	670	757	556	742	516	1,404	141	188	90
前年同期	799	1,257	222	881	143	154	1,490	893	99	1,374	1,200	644	777	584	785	547	1,322	134	175	92	8,639
増減率(%)	-1.6	6.8	-7.7	6.9	-21.7	27.3	-0.3	-5.2	-8.1	7.4	7.4	4.0	-2.6	-4.8	-5.5	-5.7	6.2	5.2	7.4	-2.2	2.4

(注1) 上段は24年2月末日 現在(速報値)
下段は前年 同期(速報値)

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

平成24年死亡災害発生状況(対前年比)

平成24年3月2日 現在

現在 9人
前年同期 1人

平成24年死亡災害発生状況 (3月2日 現在)

業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木工 事業	建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	その他 の建設 業	運輸交 通業	道路貨 物運送 業	貨物取 扱業	商業	卸小売 業	保健衛 生業	接客娛 楽業	飲食店	清掃と 畜業	ビルメ ン業	その他 の三次 産業	金融業	警備業	その他 (一次産 業)	全産業 合計
	本年発生分	2	3	1	2	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0
前年同期	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
増減数	2	2	1	1	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	8

(注) 上段は本年3月2日 現在(速報値)

下段は前年同期 (速報値)

平成24年死傷災害発生状況 (2月末日 現在)

業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木工 事業	建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	その他 の建設 業	運輸交 通業	道路貨 物運送 業	貨物取 扱業	商業	卸小売 業	保健衛 生業	接客娛 楽業	飲食店	清掃と 畜業	ビルメ ン業	その他 の三次 産業	金融業	警備業	その他 (一次産 業)	全産業 合計
	本年発生分	16	38	11	23	2	4	43	19	5	26	25	10	12	10	15	10	36	2	7	1
前年同期	4	29	6	20	1	3	26	12	1	17	17	10	8	7	16	10	32	1	5	1	144
増減率(%)	300.0	31.0	83.3	15.0	100.0	33.3	65.4	58.3	400.0	52.9	47.1	0.0	50.0	42.9	-6.3	0.0	12.5	100.0	40.0	0.0	40.3

(注1) 上段は本年2月末日 現在(速報値)

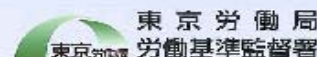
下段は前年同期 (速報値)

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

東京都の最低賃金

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

東京都内には、次のとおりの最低賃金が決められています。
最低賃金法により、使用者は、効力発生日以降この最低賃金
額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。



地域別	最低賃金の名称	時間額(円)	効力発生日	備考
	東京都最低賃金	837	23.10.1	都内の事業場等すべてに適用されます。ただし、上の特定(産業別)最低賃金が適用される労働者には、特定(産業別)最低賃金額以上を支払わなければなりません。
特定(産業別)最低賃金	鉄 鋼 業	852	24. 2.18	次の労働者には、上の最低賃金は適用されず、上の東京都最低賃金が適用されます。
	自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	838	24. 2.18	・18歳未満又は65歳以上の者 ・法人の役員又はその者によって成る審判中のもの
	出 版 業	838	24. 2.18	・印刷又は印刷の業務に主として従事する者
	業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	829→⑧ 837	(22.12.31)	※上の特定(産業別)最低賃金が改正されたことのため、この労働者に適用する東京都最低賃金と特定(産業別)最低賃金のうち、より高い方の数値が適用されることがあります。
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	832→⑧ 837	(22.12.31)	
	各種商品小売業	792→⑧ 837	(21.12.31)	※⑧とは東京都最低賃金837円が適用されることを表します。

- ① 最低賃金は「時間額」で表示されています。月給制、日給制、時間給制等すべての給与形態に「時間額」が適用されます。
- ② 最低賃金には次の賃金は含まれません。
 - ① 増習手当、通勤手当及び家族手当
 - ② 離職に支払われる賃金(給付手当など)
 - ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - ④ 随時外労働、休日労働及び深夜労働の手当
- ③ 最低賃金の確認方法
時間給以外は賃金額を時間当たりの金額に換算して比較します。
* 日によって定められた賃金(日給制)については、その金額を1日の所定労働時間数で除した金額と最低賃金額を比較します。
* 月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1月平均所定労働時間数で除した金額と最低賃金額を比較します。
- ④ 派遣労働者については、派遣先の事業場に適用される地域・産業の最低賃金が適用されます。
- ⑤ 最低賃金の減額特別許可制度
精神または身体の障害により著しく労働能力が低い者などについては、使用者が東京労働局長の許可を受けることを条件として個別に減額した額を適用する「最低賃金の減額の特別」規定があります。
- ⑥ 最低賃金の決定について
最低賃金は、最低賃金協議会で、賃金の突発調査結果など各種統計資料を十分に参考としながら調査審議を行い、その意見を踏いて決定しています。

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課(03-3512-1614 直通)又は最寄りの労働基準監督署まで
東京労働局ホームページ <http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>
最低賃金に関する特設サイト <http://www.saiteichingln.info/>

平成23年度東京労働局雇用均等室重点施策取組状況

1 男女雇用機会均等関係

(1) 相談件数

	平成23年	平成22年
労働者	1, 856件	2, 109件
事業主	1, 185件	1, 120件
その他	535件	694件
計	3, 576件	3, 923件

(2) 紛争解決援助受案件数

	平成23年	平成22年
労働局長による援助	86件	59件
調停	11件	9件

(3) 指導件数

	平成23年	平成22年度
助言	250件	498件
指導	12件	72件
勧告	0件	0件
ホシティブ・アクション助言	340件	149件

2 育児・介護休業法関係

(1) 相談件数

	平成23年	平成22年
労働者	1, 266件	1, 050件
事業主	7, 579件	17, 816件
その他	797件	1, 177件
計	9, 642件	20, 043件

(2) 紛争解決援助件数

	平成23年	平成22年
労働局長による援助	68件	29件
調停	3件	3件

(3) 指導件数

	平成23年	平成22年度
助言	1, 515件	320件
指導	0件	0件
勧告	0件	1件

3 パートタイム労働関係

(1) 相談件数

	平成23年	平成22年
短時間労働者	49件	59件
事業主	224件	381件
その他	69件	77件
計	342件	517件

(2) 紛争解決援助件数

	平成23年度	平成22年度
労働局長による援助	0件	1件
調停	0件	0件

(3) 指導件数

	平成23年	平成22年度
助言	851件	899件
指導	4件	8件
勧告	0件	0件

4 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画関係

(平成24年2月末日現在)

管内企業数	労働者数300人超企業	4,626社
	労働者数100人超300人以下企業	5,948社
(1) 届出件数	14,148社	
うち労働者数301人以上		4,518社
		届出率97.7%
	労働者数100人超300人以下	5,219社
		届出率87.7%
	労働者数100人以下	4,411社
(2) 認定件数	540社	
うち労働者数301人以上		474社
	労働者数100人超300人以下	41社
	労働者数100人以下	25社



平成23年度 労働保険適用徴収の分野における重点対策取組状況

●労働保険料等の適正徴収

平成22年度収納率 98.43%

東京局	平成23年度 (24年1月)	平成22年度	平成21年度
徴収決定額	9327億円	8993億円	7490億円
収納額	6600億円	8852億円	7360億円
収納率	70.76%	98.43%	98.25%
全国占有率	27.96%	28.38%	27.93%

東京局	平成24年 1月	平成23年 1月	平成22年 1月
徴収決定額	9327億円	8974億円	7470億円
収納済額	6600億円	6447億円	5407億円
収納率	70.76%	71.84%	72.38%

●労働保険事務組合制度の
効率的な運用

★監督署・安定所・東京都労働保険事務組合
連合会との連携による制度の周知及び効果
的な指導

★重点指導事務組合に対する個別指導・集
団指導

★雇用保険監察官による的確な監査

平成22年度収納率 99.04%

<事務組合委託分で全体の内数>

東京局	平成23年 度(23年 12月)	平成22 年度	平成21年 度
徴収決定額	798 億円	793 億円	695 億円
収納額	530 億円	786 億円	688 億円
収納率	66.41 %	99.04 %	98.96%

●労働保険未手続事業
一掃対策の推進

『第3次労働保険未手続事業
一掃対策3カ年計画』

平成23年度～25年度

目標数値:3年間で18,158件の
保険関係成立

東京局	第3次3カ年 計画	平成23年 度(23年 12月末)	第2次3カ年 計画
成立目 標件数	18158件	5640件	20174件
成立件 数	—	4189件	20040件
達成率	—	74%	99%

労働相談の充実の分野における取組状況

1 東京局における個別労働紛争解決制度の処理体制

項目	総合労働相談コーナー	総合労働相談員	うちあっせん事務局担当	紛争調整委員会(あっせん委員)	労働紛争調整官
件数等	21か所 (庁外コーナー2か所を含む)	97人 (4/1付けで3人増員)	9人 (4/1で1人減員)	36人	6人

2 労働相談件数

平成23年(1~12月)	平成22年同期比	平成21年同期比
130,230件	100.4%(129,717件)	99.1%(131,419件)

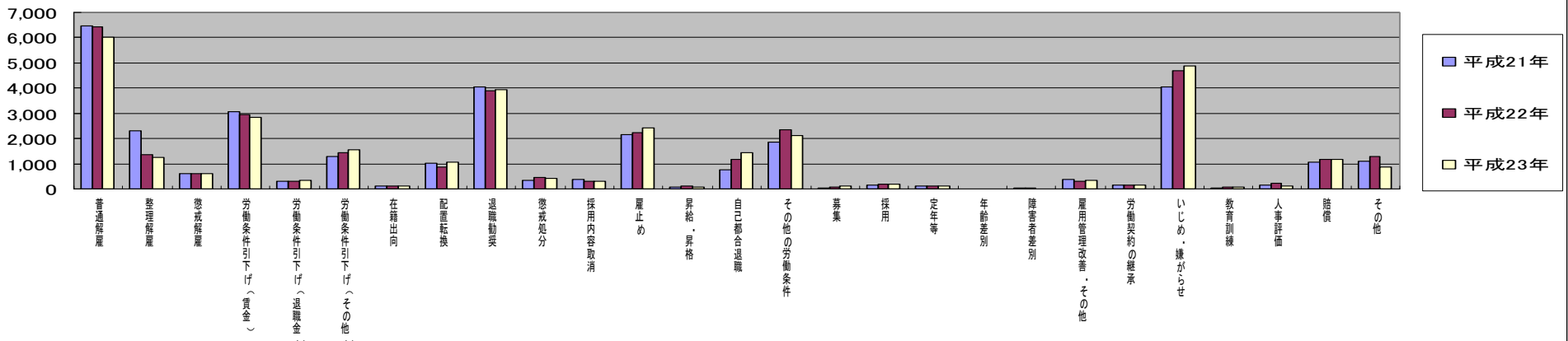
東京局相談件数のうち、事業主からの相談件数は46,596件(35.8%)であり、男女別では、男は77,059件(59.2%)、女は53,060件(40.7%)である。

3 個別労働関係紛争に係る相談件数(上記2の内訳件数)

平成23年(1~12月)	平成22年同期比	平成21年同期比
28,944件	96.2%(30,082件)	100.4%(28,834件)

東京局相談件数のうち、事業主からの相談件数は3,104件(10.7%)であり、男女別では、男は15,468件(53.4%)、女は13,400件(46.3%)である。

4 個別労働関係紛争に係る相談内容の内訳



5 労働局長の助言・指導の運用状況

平成23年(1~12月)	平成22年同期比	平成21年同期比
532件	105.8%(503件)	78.4%(679件)

手続きを終了した533件のうち、処理期間が1か月以内のものは505件(94.7%)であり、あっせんに移行した事案は23件(4.3%)である。

6 紛争調整委員会によるあっせんの運用状況

平成23年(1~12月)	平成22年同期比	平成21年同期比
1,288件	97.9%(1,315件)	70.2%(1,835件)

手続きを終了した1,258件のうち、あっせんへの参加率は763件(60.7%)であり、合意に達したものは518件(41.2%)である。処理期間は604件(48.0%)が1か月以内に終了している。

平成24年度
東京労働局
行政運営方針(案) の概要

平成24年3月13日(火)
東京地方労働審議会資料

— 働くことがむくわれる社会をめざして —

誰もが健康で安心して働ける社会を実現するため、
東京労働局、労働基準監督署及びハローワークは組織の総力を挙げて取り組みます。

● ハローワークのマッチング力を強化し、安定した雇用の実現を図ります。

- ・ 求職者ニーズの把握に努め、的確な求人開拓を行うとともに求職者個々の状況に応じたきめ細やかなマッチング支援を実施します。
- ・ 新規学校卒業者等の求人確保を図り、学校との連携を強化して学卒ジョブサポーターによる就職支援を実施します。
- ・ 企業の雇用管理の改善を図り、高齢者及び障害者の雇用を促進します。
- ・ 雇用保険制度の適正な運営により、労働者等の保護を図るとともに、早期再就職の実現を促進します。
- ・ 求職者支援制度等の活用により、雇用保険を受給できない方等への職業訓練による能力形成を通じ、早期就職の実現を推進します。
- ・ 労働者派遣法改正に関する動向に注視しつつ、派遣元事業主、派遣先、職業紹介事業者に対して、法制度の周知徹底、的確かつ厳正な指導監督を実施し、派遣労働者等の保護及び雇用の安定の充実に努めます。

● 働き過ぎ、賃金不払、解雇などの問題に、優先的に対応します。

- ・ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止、賃金不払残業の解消を図ります。
- ・ 賃金不払や解雇などの申告事案に、優先的に監督指導などを実施します。
- ・ 労働災害防止対策、メンタルヘルス対策などの推進を図り、労働者の安全と健康の確保に努めます。
- ・ 改定された最低賃金の周知・広報と履行確保に努めます。
- ・ 労働に関する相談に的確に対応します。

● 男性も女性も安心して働ける環境を作ります。

- ・ 妊娠・出産・育児休業等による不利益取扱、職場におけるセクシュアルハラスメント等に係る相談に、的確かつ厳正に対応します。
- ・ 改正育児・介護休業法の全面施行にあたり、中小企業を中心に、改正内容の周知徹底を図り、規定整備、制度の定着を促進します。
- ・ パートタイム労働者と正社員との均衡待遇の確保等を図ります。

平成24年度
職業安定の分野における重点対策

職業安定部

1 マッチング機能の充実・強化

円滑な需給調整機能の強化

- ◆求職者ニーズに対応するための充足を意識した求人確保
- ◆求人充足会議等を活用したマッチング支援
- ◆職員の基礎力及び専門性の向上

求人者サービスの充実・強化

- ◆求人充足対策の強化
- ◆事業所(画像)情報の積極的な活用
- ◆求人受理時の確認の徹底等
- ◆満足度調査の活用によるハローワークサービスの推進

求職者サービスの充実・強化

- ◆早期再就職実現のための基本業務の徹底
- ◆提案型の紹介によるマッチング支援
- ◆リピータの確保と個別総合支援サービスの実施
- ◆雇用保険受給者に対する就職支援の実施
- ◆震災被災者に対する就職支援の実施
- ◆満足度調査の活用によるハローワークサービスの推進

2 若年者雇用対策の推進

新規学校卒業予定者、未就職卒業者に対する就職支援等

- ◆新規学校卒業者の求人開拓等の徹底
- ◆新規高等学校卒業予定者に対する就職支援の強化
- ◆新規大学等卒業予定者に対する就職支援策の実施
- ◆青少年雇用機会確保指針の周知
- ◆未就職卒業者の就職支援の強化
- ◆職業意識形成支援の積極的推進
- ◆採用内定取消しへの対応
- ◆東京新卒者就職応援本部の活用

若年者に対する就職支援

- ◆若年者相談窓口による就職支援
- ◆年齢制限禁止の例外事由の適切な運用による若年者向け求人の確保
- ◆職業能力開発施策の効果的な活用

「若者ステップアッププログラム」によるフリーター等の就職支援の強化

- ◆フリーター等の支援の促進
- ◆ジョブカフェとの連携によるきめ細かな就職支援
- ◆ニート等の状態にある若者の職業的自立支援

3 高齢者雇用対策の推進

定年引き上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保の推進

- ◆高齢者雇用確保措置に関する事業主に対する指導の実施
- ◆希望者全員が65歳まで働ける企業等及び企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳まで働ける企業(「70歳まで働ける企業」)の普及・促進

4 障害者 雇用対策の推進

法定雇用率達成指導の徹底

- ◆指導基準に基づいた厳正な指導
- ◆企業の雇用課題に対応した指導
- ◆公的機関に対する指導

障害者雇用機会の拡大

- ◆障害者個々人に応じた就職支援の推進
- ◆地域の関係機関との連携による「チーム支援」の推進
- ◆障害特性に応じたきめ細かな支援の実施

5 子育てする女性等に対する再就職支援

子育てする女性等に対する再就職支援の充実

- ・マザーズハローワーク東京及びマザーズコーナー(8箇所)において、個々のニーズに応じた担当制による職業相談・職業紹介の実施
- ・自治体や関係機関等との連携による子育て支援ネットワークを利用しての事業内容・支援メニューの周知
- ・子育て支援担当の職員や就職支援ナビゲーター等に対する研修会や交流会を開催し、ノウハウの共有化及び専門性の向上を図る

6 職業訓練の効果的な活用による就職支援

東京都地域職業訓練実施計画の策定

- ◆ 東京都地域訓練協議会の設置
- ◆ 地域の人材ニーズに基づく訓練計画等のとりまとめ
- ◆ 公共職業訓練コース設定への協力

求職者支援訓練の活用

- ◆ 求職者支援制度を活用した就職支援
- ◆ 職業訓練受講給付金を活用した生活支援

公共職業訓練の活用

- ◆ 的確な受講あっせん
- ◆ 職業訓練受講者等に対する就職支援

ジョブ・カード制度の活用

- ◆ 地域ジョブ・カード運営本部の設置・運営
- ◆ ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング の実施
- ◆ 就職支援
- ◆ 学生用ジョブ・カードの活用促進
- ◆ 地域ジョブ・カード(サポート)センターとの連携

7 雇用環境の整備のためのセーフティネットの推進

雇用保険制度の適正な運営

- ◆雇用保険適用関係業務の適正かつ円滑な推進
- ◆厳格認定による適正な給付及び不正受給の防止
- ◆債権管理業務の適正な運営

雇用調整等に対する的確な対応

- ◆雇用維持努力の積極的な支援
- ◆円滑な労働移動の支援
- ◆各種助成金の効果的活用と積極的な広報活動の実施

8 求職者個々の状況に的確に対応した就職支援

住居・生活困窮者に対する就労支援

非正規労働者への就労支援

- ◆東京非正規労働者総合支援センター(東京キャリアアップハローワーク)に、若年者等のフリーターの正規雇用化支援の強化を図るため、専門コーナーを設置

「福祉から就労」支援事業の推進

- ◆「生活福祉・就労支援協議会」を活用し、地方自治体との協定等に基づき、相互に緊密な連携を図る
- ◆生活保護の受給申請等の早期の段階からの就職支援を実施

公正な採用選考の推進

- ◆雇用保険適用関係業務の適正かつ円滑な推進
- ◆厳格認定による適正な給付及び不正受給の防止
- ◆債権管理業務の適正な運営

その他各種雇用対策の推進

- ◆ホームレスの就業支援対策の推進
- ◆刑務所出所者等に対する就労支援
- ◆建設・港湾労働対策
- ◆農林漁業への就職支援
- ◆人材銀行事業の運営

9 地方公共団体との連携による就職支援

地域雇用対策の推進

- ・「重点分野雇用創造事業」、特に震災緊急雇用対応事業の効果的かつ円滑な運営
- ・「実践型地域雇用創造事業(旧パッケージ事業)」等の活用促進、取組支援

雇用対策の効果的な実施

- ・東京都と密接な連携・協力による雇用対策の推進

地方公共団体との意見交換

- ◆雇用対策連絡調整会議の開催
- ◆雇用問題連絡会議の開催

地域主権改革の「アクション・プラン」に基づく一体的実施の推進

- ・地方自治体からの提案を基に、安定所が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務を協定に基づいた一体的実施の取組

区市町村と連携した職業相談・職業紹介

- ・「ふるさとハローワーク(市町村連携型)」の運営

平成24年度 需給調整事業の分野における重点対策

需給調整事業部

1 的確かつ厳正な指導監督の実施

ア 法制度の周知、計画的な指導監督の実施

(ア) 法制度の周知

労働者派遣法改正法案が成立した場合に、均等待遇の配慮義務をはじめとする法制度について、派遣元事業主及び派遣先の双方に対して積極的な周知及び指導を図る。

現行法制化においても、労働者派遣事業や職業紹介事業が適正に運営され、機能と役割が十分に発揮されるよう、窓口・新規事前説明会等において、法の趣旨・内容を周知徹底する。

(イ) 許可申請・届出の適正かつ迅速な処理

許可申請・届出の処理に当たっては、労働者派遣事業の雇用保険、厚生年金等の適用状況の確認について、安定所、日本年金機構年金事務所との連携を図る。

また、許可・届出後の変更届出の法定届出について、未提出、提出遅延があった場合は、是正指導を行う。

(ウ) 的確かつ厳正な指導監督の実施

東京労働局各部室、監督署、安定所及び各労働局需給調整事業担当部門と連携を図り、派遣元事業主及び請負事業主の事業運営、派遣労働者等の派遣先等における就労実態の把握に努め、的確かつ厳正な指導を徹底する。

また、求人広告の苦情等を把握した場合は、募集を行う者及び求人情報提供事業者に対して、適切な指導や協力要請を行う。

イ 悪質な違反を行った事業主及び違反を繰り返す事業主に対する厳正な指導監督の実施

悪質な違反を行った派遣元事業主、指導を行ったにもかかわらず違反を繰り返す派遣元事業主、繰り返し違法派遣を受け入れる派遣先に対しては、行政処分、勧告・公表を含む厳正な指導監督を実施する。

労働基準部との連携の下に、偽装請負の就労実態にあり重篤な労働災害を発生させた事業者には行政処分等厳正な措置を講ずる。

ウ 派遣受入期間を超えた違法派遣への厳正な対応

派遣受入期間を超えた違法派遣については、厳正に対応するとともに、特に、専門26業務と称して派遣を継続する事業者に対しては、派遣適正化のための指導監督を継続して実施する。

指導監督にあたっては、原則として派遣先の訪問調査を実施し、別の派遣元事業主から受け入れている労働者派遣についても確認を行う。

エ 偽装請負に対する厳正な対応

情報提供、定期指導を含め、様々な端緒をもとに、業務請負、事業委託等の状況を把握し、業務請負と称しつつ、実態として労働者派遣の形態で業務を行っていることが判明した場合は、是正指導を実施する。

派遣から請負への切替を行う派遣元事業主及び派遣先の増加が見込まれることから、派遣先を発注者として請負に移行したものについては、臨検指導を実施する。

オ 職業紹介事業者に対する指導監督の徹底

職業紹介事業については、労働条件の明示、取扱職業の範囲の明示等、帳簿書類の備付けなど適正な業務運営が行われているかを確認するとともに、不適正な手数料徴収や賃金の間接払い等について、指導監督を徹底し、違法事案に対して的確かつ厳正に対応する。

カ 技能実習生等外国人労働者に係る職業紹介事業等の適正な運営の確保

外国人労働者を対象とする派遣元事業主、請負事業主、職業紹介事業者等に対する指導監督に当たっては、安定所、監督署、日本年金機構年金事務所その他関係機関との連携に留意する。

また、職業紹介事業については、監理団体が行う技能実習生に係る職業紹介事業に対する指導監督を実施する。

キ 事業報告書未提出等の事業主に対する厳格な指導監督の実施

事業報告書未提出の派遣元事業主及び職業紹介事業者に対しては、指導を徹底するとともに、指導を行ってもなお未提出の場合には行政処分を含め厳正に対処する。

ク 製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の推進

製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化を図るためのガイドライン及びチェックシートの周知・啓発を行うとともに、請負事業主等の自発的かつ積極的な取組に対する相談援助を行う。

2 申告、苦情相談への迅速かつ適切な対応

派遣労働者等からの申告、苦情相談については、正確な内容の把握に努め、問題が認められる事案については、迅速かつ的確に対応する。

また、派遣労働者に対して、リーフレット等の配布や派遣労働者セミナーの開催により、法制度を周知する。

3 民間を活用した就職支援

官民連携した雇用情報システムである「しごと情報ネット」については、民間の労働力需給調整機関や地方公共団体等に対し、積極的な周知を図る。

平成24年度
労働基準の分野における重点対策

労働基準部

24年度の**最重点**目標

働き過ぎ、賃金不払、解雇などの問題に、優先的に対応します

取組内容

- ・ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止、賃金不払残業の解消
- ・ 賃金不払や解雇などの申告事案に、優先的に監督指導などを実施
- ・ 労働災害防止対策、メンタルヘルス対策などの推進
- ・ 改定された最低賃金の周知・広報と履行確保

労働基準の分野における重点対策

- ① 労働条件の確保・改善対策
- ② 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害の防止対策
- ③ 11次防計画の目標達成に向けた最終年度における労働災害防止対策と健康確保対策
- ④ 最低賃金の周知・履行確保対策
- ⑤ 適正な労働条件の整備対策
- ⑥ 迅速・適正な労災補償の実施

労働基準の分野における重点対策

① 労働条件の確保・改善対策

1 経済情勢に対応した法定労働条件の確保対策

- ◆ 申告・相談者が置かれた状況に配慮した懇切・丁寧な対応
- ◆ 賃金不払や解雇などの申告事案については、優先的に監督指導などを実施
- ◆ 企業倒産により賃金の支払を受けられない労働者に対する未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用
- ◆ 大型倒産、大量整理解雇等の情報の把握に努め、法定労働条件の履行確保上の問題が懸念される事案等については、監督指導を実施するなどにより迅速かつ適切に対応

2 労働者の雇用・就業形態に対応した労働条件の確保・改善対策

- ◆ 一般労働条件の確保・改善対策の推進
 - 法定労働条件の履行確保、賃金不払残業の防止を重点とした監督指導等の実施
 - 重大又は悪質な事案にする司法処分を含む厳正な対処
- ◆ 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進

労働基準の分野における重点対策

② 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害の防止対策

- ◆ **長時間労働の抑制に向けた取組の推進**
 - 時間外労働協定届受理時の限度基準に関する指導
 - 割増賃金等に係る労働基準法の規定の履行確保

- ◆ **過重労働による健康障害防止対策の推進**
 - 長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の実施徹底
 - 産業医・衛生管理者等健康管理体制の整備等の指導
 - 「過重労働による健康障害防止運動」の推進

- ◆ **労働時間管理、健康管理等に関する法令の遵守徹底のための監督指導等**
 - 過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場、長時間にわたる時間外労働が恒常的に行われ過重労働による健康障害を発生させるおそれのある事業場などに対する指導の実施
 - 労働基準関係法令違反事業場に対する司法処分を含む厳正な対処

労働基準の分野における重点対策

③ 労働者の安全と健康の確保

1 11次防計画の目標達成に向けた最終年度における労働災害防止対策

○24年上半期を中心として労働災害防止に向けた集中的取組の実施「東京ゼロ災害運動」

- ・ 特に災害が多発している建築工事業、道路貨物運送業並びに第三次産業のうち小売業、社会福祉施設、飲食店及びビルメンテナンス業を重点業種として、監督指導・個別指導等を集中的に実施

○労働者の安全を確保するための対策の推進

- ・ 安全衛生管理体制の確立と安全衛生活動の活性化
- ・ リスクアセスメント等の実施及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進
- ・ 墜落・転落災害、機械災害の防止

2 労働者の健康確保対策

○メンタルヘルス対策の推進

- ・ 個別の事業場に対する指針等の周知・指導の実施、集団指導、広報等による周知の実施
- ・ メンタルヘルス対策支援センター、地域産業保健センター等による支援
- ・ 産業保健フォーラムの開催

○アスベストによる健康障害防止対策、職業性疾病予防対策、化学物質による健康障害の予防対策、職場における受動喫煙防止対策の推進

3 安全衛生対策を推進するための効果的施策の展開

- ・ 労働災害防止団体等の活動の活性化、労使及び国民の意識啓発の推進等

労働基準の分野における重点対策

④ 最低賃金の周知・履行確保対策

- ◆ 最低賃金額の周知等の実施
 - 東京地方最低賃金審議会の円滑な運営
 - 最低賃金の周知広報
 - 最低賃金の履行確保のための監督指導の実施
- ◆ 最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業の周知

労働基準の分野における重点対策

⑤ 適正な労働条件の整備対策

- ◆ **仕事と生活の調和のとれた働き方を可能とする環境整備**
 - 労働時間等の設定改善の促進
 - ・ 労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)の周知・啓発
 - ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発等
 - ・ 仕事と生活の調和推進プログラム、ワーク・ライフ・バランス推進好事例集の周知・啓発
 - ・ ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催(11月予定)
- ◆ **医療現場での勤務環境の改善に向けた取組の推進**
 - ・ 研修会の開催
 - ・ コンサルタントによる看護師等の労務管理等の改善についての相談支援
 - ・ 医療機関における先進的な取組や好事例の収集とその普及・啓発
- ◆ **労働契約に関するルールの周知**
- ◆ **職場のいじめ・嫌がらせ問題防止・解決に向けた環境整備**
 - ・ 「職場のパワーハラスメント問題の予防・解決等に向けた提言」(仮称)の周知

労働基準の分野における重点対策

⑥ 迅速・適正な労災補償の実施

- ◆ 労災保険給付の迅速・適正な処理
 - ・ 標準処理期間内の迅速な事務処理、認定基準等に基づく適正な認定
 - ・ 相談者等に対する丁寧な説明や申請者に対する処理状況の連絡等の実施
- ◆ 脳・心臓疾患事案及び精神障害事案に係る適正な処理
 - ・ 認定基準等に基づく迅速・適正な事務処理
- ◆ 石綿救済制度等に係る周知徹底及び石綿関連疾患の給付請求事案に係る的確な対応
- ◆ 審査請求事案、行政訴訟における的確な対応

平成24年度 雇用均等の分野における重点対策

雇用均等室

雇用均等の分野における重点対策

男性も女性も安心して働ける環境を作ります**1 男女雇用機会均等確保対策の推進****ア 男女雇用機会均等法の実効性の確保**

(ア) 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いへの厳正な対応

- 相談に対して、労働局長の援助または調停を活用し、円滑かつ迅速な解決を図ります。
- 相談を端緒に法違反を把握した場合は事業主に対し、迅速かつ厳正な指導を実施します。

(イ) 職場におけるセクシュアルハラスメント対策の推進

- 企業における実効あるセクシュアルハラスメント対策の徹底を図ります。

(ウ) 均等取扱いのための指導等

- 配置・昇進等に重点を置いて計画的な報告徴収を進めます。
- 差別的取扱いについての相談には、適切に対応します。

(エ) 母性健康管理対策の推進

- 母性健康管理指導事項連絡カードの活用促進を図ります。

イ 男女雇用機会均等法等の周知

- 中小企業等を中心に効果的な周知を図ります。

ウ ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する支援

- 「均等・両立推進企業表彰」を実施します。



雇用均等の分野における重点対策

2 仕事と生活の両立支援対策の推進**ア 改正育児・介護休業法の履行確保****(ア) 改正法に基づく指導等**

- 平成24年7月1日に改正育児・介護休業法の全面施行に向けて、制度の内容を周知するとともに、法の履行確保が図られるよう、指導等を実施します。

(イ) 不利益取扱い等への相談の対応

- 相談に対して、労働局長の援助または調停を活用し、円滑かつ迅速な解決を図ります。
- 相談を端緒に法違反を把握した場合は事業主に対し、迅速かつ厳正な指導を実施します。

イ 両立支援に取り組む事業主に対する支援

- 「両立支援助成金」や「中小企業両立支援助成金」等を活用して、育児休業制度等の利用を促進します。

ウ 職業生活と家庭生活との両立の推進に関する周知啓発活動の実施

- 「均等・両立推進企業表彰」を実施します。

エ 次世代育成支援対策の推進

- 一般事業主行動計画の策定・届出等が義務づけられた労働者数101人以上の企業で一般事業主行動計画が未届の企業に対しては、指導等を徹底します。



雇用均等の分野における重点対策

③ パートタイム労働対策の推進

ア パートタイム労働法に基づく適切な指導等

- 計画的に事業所を訪問し、パートタイム労働者が、その働き・貢献に応じて正社員等との均等・均衡のある待遇が得られるよう、労働局長による指導等を通じて雇用管理改善を図ります。
- 相談を端緒に法違反を把握した場合は事業主に対し、迅速かつ厳正な指導を実施します。
- 相談に対して、労働局長の援助または調停を活用し、円滑かつ迅速な解決を図ります。

イ 事業主の支援等

- 特に中小企業事業主に対し、均等・均衡待遇に取り組むための具体的な取組方法に関するアドバイスを行います。
- パートタイム労働者から正社員への転換が推進されるよう、情報提供を行います。
- 均衡待遇・正社員化推進奨励金の活用により均等・均衡待遇等に取り組む事業主を支援します。

ウ パートタイム労働法等の周知啓発

- あらゆる機会をとらえて十分な周知をはかり、特に事業主に対しては、法の趣旨を踏まえた自主的な雇用管理改善の取組を促します。



平成24年度

労働保険適用徴収の分野における重点対策

労働保険徴収部

平成24年度 労働保険適用徴収の分野における重点対策

●労働保険料等の適正徴収

最重要課題 収納率の維持・向上

適正な申告・徴収

労働保険率改正・メリット制改正の周知

年度更新業務の円滑な実施

外部委託の効果的・効率的な活用

電子申請の利用の促進

効果的な算定基礎調査の実施

雇用保険の加入漏れに留意し実施

実効ある滞納整理の実施

特に多額・繰返し滞納を重点的に実施

速やかな財産調査・滞納処分の執行

口座振替制度の積極的な利用勧奨

●労働保険未手続事業一掃対策の推進

『第3次労働保険未手続事業一掃対策3カ年計画』 平成23年度～25年度

労働局・署・所・受託団体の連携強化

一掃対策連絡協議会の開催(年3回)

実務者レベルの協議(年3回)

署・所・地区協議会の開催

署所合同会議の開催(署所長、担当課長等)

役割に応じた任務遂行

労働局・署⇒ 職権成立を含む加入勧奨

安定所⇒ 精度の高いリストの提供

受託団体⇒ リスト等を基に加入勧奨

平成24年度

労働相談の充実の分野における重点対策

総務部

1 労働問題に関するニーズに的確に応える相談体制の充実

労働者や事業主等からの労働に関する相談に対し、相談者が適切な相談窓口を選択できるよう、東京労働局内の各部室、監督署、安定所の所掌事務や施策に応じた窓口体制の充実を図る。

労働に関するあらゆる分野の相談について、東京労働局内、監督署内及び庁外(新宿南・有楽町)に設置した21か所の「総合労働相談コーナー」においてワンストップで相談を受け付け、必要に応じ、監督署、安定所及び雇用均等室へ取り次ぐなど適切な対応を行う。

2 労働問題に関する相談への適切・迅速な対応

東京労働局内各部室、監督署、安定所は、寄せられた相談に対して、相談者の置かれている状況に配慮し、懇切・丁寧な相談対応を行うとともに、それぞれの専門性を生かし、適切で迅速な対応を徹底する。

このため、下記事項を確実に実施する。

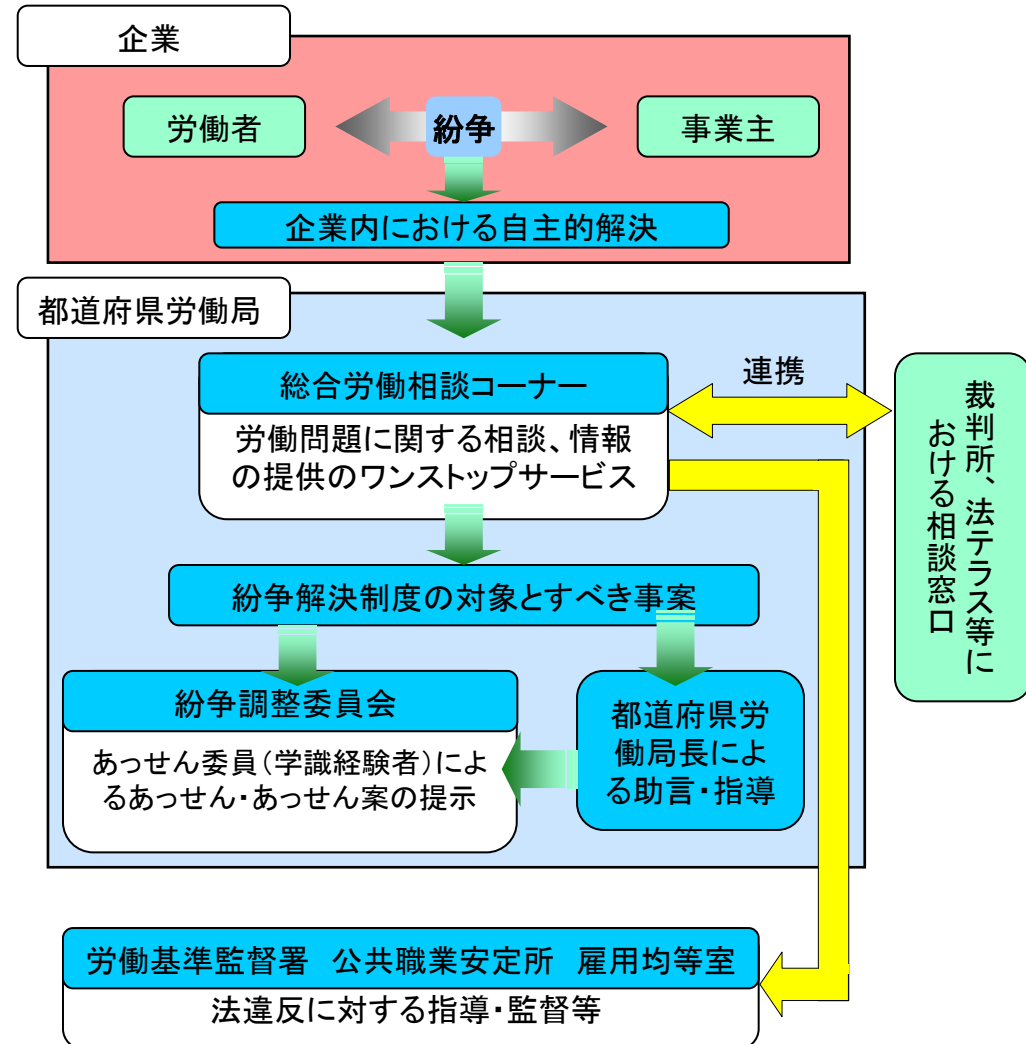
- ① 問題の解決に資するよう、関連する法令・判例等の必要な情報提供、アドバイス
- ② 監督指導、各種支援等、所掌する法令等に基づく迅速・的確な対応
- ③ 関係機関とも相互に連携して情報の収集・把握・提供、相談の取次、関係機関の紹介等の対応

労働に関する法制度の概要、各種制度の案内資料及びQ&A等を東京労働局ホームページやその他の広報媒体に掲載するなど、情報提供を積極的に行い、利用者が有効な相談機関を選択でき、申請・届出等が容易に行えるよう努める。

3 個別労働紛争解決制度の積極的な運営

- 総合労働相談コーナーにおけるワンストップサービスの提供
- 労働契約法等を踏まえた的確な相談の実施
- 助言・指導及びあっせん制度的な運用
- 個別労働紛争解決制度の周知
- 関係機関・団体との連携強化

個別労働紛争解決システムの概要



平成24年度 東京労働局雇用施策実施方針について

東京における、労働行政と地方自治体の連携による、より高い行政効果を目指した雇用施策に関する方針

東京労働局

1 雇用施策実施方針(地方方針)の構成

- 都内の雇用情勢及び課題
 - 1 *雇用情勢の現状*
 - 2 *主要な課題*
- 雇用施策の重点
- 雇用施策に関する数値目標

2 雇用施策の重点

重点1 若年者雇用対策の推進

重点2 高年齢者雇用対策の推進

重点3 障害者雇用対策の推進

重点4 子育てする女性等に対する再就職支援の充実

重点5 職業訓練の効果的な活用による就職支援

重点6 求職者個々の状況に的確に対応した就職支援

重点7 その他の様々な対策